

令和8年2月18日

第55期第5回高知地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催しますので、傍聴を希望される方は下記の申込要領によりお申し込みください。

記

- 1 日時 令和8年3月12日(木) 午後3時00分から
- 2 場所 高知労働局 別館3階会議室(301)
- 3 議題
 - (1) 特定最低賃金の金額改正等に係る意向確認について
 - (2) 適用事業所数及び適用労働者数(電子・一般貨物)について
 - (3) その他
- 4 傍聴人員 6名
- 5 申込要領等
 - (1) 当会議室の座席に限りがございますので、傍聴を希望される方は予め、葉書又はメールにてお申し込みください。(別紙1参照)
電話での申し込みは御遠慮ください。
 - (2) 申し込み締切り期日は、令和8年3月4日(水)(当日 12:00 必着)です。ただし、傍聴を希望される方が6名を超える場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果については、後日ご連絡させていただきます。また、傍聴が許可された方に対しては事務局から事前に傍聴整理番号通知書(別紙2)を郵送またはメールします。代理の方の傍聴はできません。
 - (3) 傍聴される場合には別紙3の「審議会傍聴にあたっての遵守事項」を遵守されますようお願いいたします。

照会先 高知労働局 労働基準部 賃金室

〒781-9548 高知市南金田1番 39 号

電話:088-885-6024

メール:chinginshitsu-kouchikyoku@mhlw.go.jp

1 葉書での申し込みの場合

| 表面 | 裏面 | | |
|--|------------|-----------|--|
| <table border="1"><tr><td data-bbox="293 352 412 470">85 円 切手</td><td data-bbox="553 342 699 373">〒781-9548</td></tr></table> <p data-bbox="350 590 634 621">高知市南金田 1 - 3 9</p> <p data-bbox="380 688 699 772">高知労働局 労働基準部 賃金室 宛</p> | 85 円 切手 | 〒781-9548 | <p data-bbox="867 390 1312 470">第_期 第_回 (会 議 名) 傍聴申込書</p> <p data-bbox="867 590 1040 621">傍聴希望者の</p> <p data-bbox="867 638 1328 674"><u>住 所</u></p> <p data-bbox="867 688 1328 724"><u>氏 名 (ふりがな)</u></p> <p data-bbox="867 739 1328 774"><u>所 属 (勤務先等)</u></p> <p data-bbox="867 840 959 871">連絡先</p> <p data-bbox="867 888 987 924"><u>電話番号</u></p> <p data-bbox="867 938 1068 974"><u>メールアドレス</u></p> |
| 85 円 切手 | 〒781-9548 | | |

2 メールでの申し込みの場合

- ・ メールアドレス chinginshitsu-kouchikyoku@mhlw.go.jp
- ・ 宛先 高知市南金田1-39
- ・ 高知労働局労働基準部賃金室 宛
- ・ 記載事項「第55期第5回高知地方最低賃金審議会」の傍聴について
- ・ 傍聴希望者の住所・氏名(ふりがな)・所属(勤務先等)・連絡先電話番号及びメールアドレス

※ 車椅子をお使いになる方はその旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の氏名も併せてお書き添えください。

※ 複数名お申し込みの場合もお一人ずつの記載事項をお書きください。

傍聴整理番号通知書

令和8年3月 日

(傍聴申込人氏名) あて

高知地方最低賃金審議会事務局

先に貴殿より申込みのありました下記会議の傍聴整理番号をお知らせしますので、会議開会時刻の10分前までに、本状を会場受付にご持参ください。

なお、会議開会後の入室は認められません。また、代理の方の傍聴はできませんのでご注意ください。

記

- 1 傍聴整理番号 第____号
- 2 会 議 名 第55期第5回高知地方最低賃金審議会
- 3 日 時 令和8年3月12日(木) 午後3時00分から
- 4 場 所 高知労働局 別館3階会議室(301)

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 3 カメラ等の撮影については、会議冒頭の頭撮り限りとします。また、傍聴中のビデオカメラ・ICレコーダー等の御使用は御遠慮ください。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んでください。
- 5 審議会委員等の発言に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類及び携帯電話、スマートフォンを閲覧使用することは御遠慮ください。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙は御遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き慎んでください。
- 9 はちまき、ゼッケン及び腕章等の会場内での着用は御遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 審議において非公開となる部分は傍聴できませんので、会場から退室していただきます。その際、控室等はありませんので、待機場所にご案内します。
また、審議状況によりましては、審議がすべて終了するまで非公開となる場合もありますので、予めご了承ください。
- 12 退室後、再度傍聴が可能となる場合は、待機場所において事務局職員がご案内しますので、指定時刻までに整理番号と同じ番号の席に着席してください。指定時刻までに着席されないときは、傍聴できない場合がありますので、御留意ください。
- 13 待機場所から外出される場合は、事務局職員にお伝えいただければ、再度傍聴が可能となる際に、事務局職員から申込み時に記載された連絡先電話番号に一度ご連絡しますので、指定時刻までに整理番号と同じ番号の席に着席してください。電話に出られない場合や、指定時刻までに着席されないときは、傍聴できない場合がありますので、御留意ください。
- 14 途中でお帰りになる場合は、事務局職員にお伝えください。
- 15 その他、会長及び高知地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者、その他の秩序を乱すおそれがあると認められる者については、主宰者は、その者を退場させることがあります。